

(仮訳)

4月25日付首相指示19号

1 各省庁、政府機関、各省市人民委員会は以下の観点、原則、方針を引き続き厳格に実施する。

(a)「敵との戦いのように感染症と戦う」認識を貫き、全国の政治システムの国民の参加を動員し、政治局、書記局、国会、政府、首相の感染症対策に関する指導を厳格に実施すると同時に、それぞれの状況に応じた各省市人民委員長の具体的な管理の下、生産・経営を引き続き促進し、雇用問題の解決を行う。

(b)幹部、党员、公務員、準公務員は措置実施にあたり先頭に立って模範を示さなければならない。

(c)防止、発見、隔離、ゾーニング、収束という感染症防止原則の実施を徹底し、治療に尽力し、感染者数を最低限に抑え、現場に置ける4つの対策を行い、決して油断してはならない。

(d)感染流行状況に応じて、現行の制限措置の緩和ができる。ハノイ、ホーチミン市や大都市を中心に、感染症の抑制を確保できるという前提で経済・社会活動の再開ができる。

2 各省庁、関係機関、各省市人民委員会は以下の措置実施を指導する。

(a)石鹸、消毒薬をつかった頻繁な手洗い、外出時のマスク着用、人と接触する際に安全な間隔を取ること、職場・学校・病院以外では公共の場で集わない。

(b)フェスティバル、宗教行事、スポーツ試合、公共の場や運動場において人々の集まる行事、不要不急の行事は引続き行わないこと。

(c)不要不急のサービス業（アミューズメントパーク、娯楽施設、ビューティサロン、カラオケ、マッサージ、バー、ディスコ等）、各省市人民委員会の決定又は指導の対象となったサービス業については、引き続き営業を一時停止とする。

(d)商業サービス施設（卸売業、小売業、宝くじ、ホテル、滞在施設、レストラン、食堂等、但し上記2(c)にあげるサービスを除く）、スポーツ練習場、遺跡、景勝地については、平常の活動に戻ることができる。ただし、スタッフの防護装備、来客に対する検温、手洗い・消毒用品の十分な設置、人と接触する際に十分な間隔を取るなど、感染予防策を講じなければならない。

(d)省市をまたぐ又は省市内の公共の旅客輸送については、平常の活動に戻ることができる。ただし、交通運輸省のガイダンスに従い、旅客及び運転手のマスク着用、石鹸・消毒薬等、旅客の手洗いに必要なものを設置しなければならない。

航空旅客輸送については、航空業界独自に適合する方法で、旅客の安全と感染症予防を確保しなければならない。

(e)教室内では生徒数を減らして間隔を保ち、授業、昼食、集合活動の時間をずらして人々の集中を避け、教室を消毒し、衛生を保たなければならない。オンライン学習も取り入れ、生徒への感染予防策を実施する。

(g)工場、生産拠点では活動を継続し、労働者のために感染予防策を講じなければならない。

(h)各機関、団体、組織の長は、全ての職員の安全を確保できるような勤務方法を講じる責任を負う。不要不急のの大人数の集まる会合は開催せず、法令や国民・企業に対する公共サービスの規定に基づき期限のある業務を遅延させてはならない。

政治、経済、社会的な行事で開催する必要があるものについては、各省市の党・人民委員会が決定し、マスク着用、手の消毒、間隔を開けた着席、医療観察などの感染予防策を講じなければならない。パーティは開催しないこと。

3 首相は COVID19 対策指導委員会の提案に基づき、各省市の感染リスクのレベルを決定する。

4 各省市人民委員会は、上記 2 に挙げた措置の実施を指示するだけでなく、各省市の危険レベルに応じた感染予防策を実施する責任を負い、下記の要求に対応しなければならない。

(a)「感染リスクの高い地域」とされた省市、地区については、首相指示第 16 号に基づく感染予防措置を引続き厳格に実施しなければならない。

(b)「感染リスクのある地域」とされた省市については、

一不要不急の外出を控え、感染予防策を実施

一職場、学校、病院以外の公共の場において 20 人以上の集会を行わず、人と接する際には最低 1 メートルの間隔を取ること。

(c)「感染リスクの低い地域」とされた省市については

一不要普及の外出は控え、感染予防策を実施

一職場、学校、病院以外の公共の場において 30 人以上の集会を行わず、人と接する際には最低 1 メートルの間隔を取ること。

(d) 各省市の人民委員長は、感染リスクの高い地域を定め、首相指示第 16 号に基づく感染予防措置を厳格に実施するよう指導すること。

5 保健省は以下の措置実施を指導する。

(a)集団感染場所の発見、隔離、ゾーニング、徹底的な処置を迅速に行い、IT を活用して感染リスクのある人を特定、追跡する。

(b) 患者を受け付けする際に適切な分類を行い、医療施設における感染防止、医療従事者や感染症対策の関係者、高齢者、基礎疾患のある人、脆弱者の安全確保を図る。

(c)生産、経営、サービス、運輸の事業所における感染症対策の実施を案内する。

6 国防省、公安省、外務省は、引続き入国制限を厳格に実施し、入国者の管理を緊密に行い、全ての入国例について規定に基づく隔離措置を行うこと。

7 国防省、保健省、関連する各省市人民委員会は引き続き対象者の隔離の実施を十分に行い、集団隔離施設における生活環境を改善すること。

8 各省庁は管轄する分野、範囲に属する機関や活動の感染症対策の措置を案内し、安全を確保すること。

9 情報通信省、科学技術省、教育訓練省、商工省、首相府は、IT を活用したオンライン診察、治療、勤務、学習、電子取引、キャッシュレス決済、行政手続・公共サービスを実施するよう指導し、電子政府及びデジタル経済の構築を促進させること。

10 各省庁、各省市人民委員会は感染症防止及び経済社会発展についての宣伝活動を引き続き促進し、監査・検査活動を強化し、規則違反した組織、個人に対しては刑事処分を含む厳重に罰すること。

11 各省庁、各省市は経済社会発展策を実行するよう集中的に指導すること。

(a) 商工省及び関係各機関は、EVFTA 各国に対する輸出契約を早急に促進させることに集中し、特に優位性のある品目、輸出潜在力のある品目については、各国のロックダウン終了し、開放され次第、すぐに輸出できるように必要な条件や輸出品を準備しておくこと。

(b) 生産、輸出に必要な原材料供給、輸送を引続き確保すること。

(c) 需要喚起策をもって国内市場の発展を促進させ、特に電子取引、小売システムにおける消費促進、あらゆる事態に備えて人々への必需品を確保し、国内観光を段階的に再開させること。

(d) 経済社会活動の再開策について、感染症予防を原則としつつ、積極的な研究と構築を行うこと。

12 労働・傷病兵・社会問題省、財政省、各省市人民委員会は社会保障措置に関する 2020 年 4 月 9 日付け政府政令 42/NQ-CP 号に基づき COVID19 の営業で困難に直面する人々に対し透明性のある適宜支援措置を早急に実施すること。